

青森県報

第四千四百六十四号

平成三十年
六月十八日
(月曜日)

目次

告 示

○ 略痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一

○ 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

○ 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

公 告

○ 毒物劇物取扱者試験の施行……………(医療業務課) ……二

○ 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二

○ 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三

○ 救助工作車の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……三

○ 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……五

出先機関

○ 土地改良事業の工事の完了……………(東青地域) ……五

選挙管理委員会

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (事務局) ……六

告 示

青森県告示第四百六十六号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇六三	平成三〇・六・七	社会福祉法人桜木会	むつ市中一丁目五	とおみなと園	むつ市大湊新町三〇	平成三〇・六・七	地域密着型介護老人福祉施設生活介護
〇二五〇〇六四	〃	社会福祉法人桜木会	むつ市中一丁目五	とおみなと園	むつ市大湊新町三〇	〃	短期入所生活介護

青森県告示第四百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
指定障害福祉サービス事業者	〃	障害福祉サービス	障害福祉サービスを行う事業者	〃	〃

株式会社み んなのへい ス	三戸郡階上町大 字道仏字浜久保 一四の一八三	共同生活 援助	ライフベ ー ス は し か み	三戸郡階上町蒼 前四一丁目九の 二四五六	平成 三〇・六・六
---------------------	------------------------------	------------	------------------------------------	----------------------------	--------------

青森県告示第四百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市新湊一丁目一五の八 有限会社 長宝漁業 八戸市大字白銀町字大沢頭一九の三 有限会社 興富丸漁業	八戸第一区域 八戸みなと漁業協同組合の 地区のうち、 八戸市の区域	総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業及び総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行うまき網漁業

公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

平成三十年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成三十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成三十年九月六日（木）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成三十年七月十七日（火）から同月二十三日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く）。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ（電話〇一七七一三四一九二八九）に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ五所川原店

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五四六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 原田健

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	変 更 年月日
				平成 二五・六・三〇

四 届出年月日

平成三十年六月七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成三十年六月十八日から同年十月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年十月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、アグリタプコピア地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年六月十九日から同年七月十七日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

救助工作車の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

救助工作車 一台

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

平成三十一年三月二十二日

三 納入場所

青森市大字新城字天田内一八三の三 青森県消防学校

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。

6 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成三十年七月九日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、

これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時 平成三十年七月三十日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされないと判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Rescue Vehicle For Fire Department

2 Time limit for tender: 30 July, 2018

(Please refer to a bid manual in time.)
3 Contact Point for the notice:

Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9104

建設業者の許可の取消

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社千葉建築事務所
- 二 代表者の氏名 千葉彰雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字筒井字八ツ橋七〇の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第九一三〇号
- 五 取消年月日 平成三十年六月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成三十年五月九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年六月十八日

東青地域県民局長 柏 木 司

地区名	川 倉	県営土地改良事業の名称	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	工事完了年月日	平成三〇・三・二七
-----	-----	-------------	---------------------	---------	-----------

下小国たかのこ	ため池等整備事業(ため池整備)	三〇・三〇〇
上小国	(用排水施設整備)	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

平成三十年六月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成三十年六月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、四二四人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四〇、一四七人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 - 東津軽郡選挙区 六、八九六 人
 - 西津軽郡選挙区 五、六〇二 人
 - 南津軽郡選挙区 六、六一三 人
 - 北津軽郡選挙区 七、八四五 人

上北郡選挙区	二八、〇六五 人
三戸郡選挙区	一九、九七七 人
青森市選挙区	八一、八五七 人
弘前市選挙区	五〇、二一一 人
八戸市選挙区	六五、五四二 人
黒石市選挙区	九、七七一 人
五所川原市選挙区	一九、四七二 人
十和田市選挙区	一七、七一〇 人
三沢市選挙区	一一、〇二七 人
むつ市選挙区	二一、五〇二 人
つがる市選挙区	九、六三〇 人
平川市選挙区	一二、〇〇七 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭